

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2013年1月1日

今月のことば ●美意識を追求しよう

美しさは人の目を奪う。スポーツ競技・芸能の分野にとどまらず日々の活動や挨拶の中にも美しさは表れる。背筋を伸ばし、手の指を揃えた挨拶ひとつでも相手に与える印象は違う。



あけましておめでとうございます、(*´▽`)/

2013年が始まりました♪そして、新年会シーズンの到来ですね(笑)
これは私の想像でしかないのですが、お正月はきっと皆様、さぞたくさんお酒を召し上がられたのではないのでしょうか？そして新年会でもたくさんお酒を召し上がるのでしょうか(笑)



どうかウコン片手にご自愛ください(^▽^)

冗談はさておき、今年の干支は「巳」ですね♪巳年は蒔いた種が実る年だと聞きました(^_^)たくさんおいしい種が実り、皆様にとって幸多き1年となりますよう心よりお祈り申し上げます(*´▽`*)

弊所スタッフは、今年も皆様のお役に立てるよう頑張ります！

至らぬ点もあるかと思いますが、今年もどうぞ宜しくお願い申し上げますm(_ _)m
(高間)

大好評

～考える社員をつくる、ビジネスマナーを習得する、社会の厳しさを知る～

セミナー案内

2013年 新入社員研修

今年も新しい活力を迎え入れる季節が近づいてきました。毎年恒例の新入社員研修を今年も行います。ぜひお申し込みください。

◆開催要項◆

日時：2013年3月28日(木)・29日(金) 9:30～17:00

会場：福井県自治会館 202・203号室
(福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横)

講師：北出経営労務事務所 代表 北出慎吾

費用：お一人様21,000円(税込。テキスト代含む。)

対象：新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方

定員：30名

教育に力を入れて
いる会社が地域
NO.1になる秘訣！



《講師プロフィール》 北出慎吾(きたでしんご) 特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から700名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。考える社員の育成、ビジネスマナーを中心とした新入社員研修は、延べ290人が参加している。

著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」
(2011年ばる出版)

福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、
福井産業支援センター専門相談員。
ゲンキー株式会社現外部監査役。

事業主様または教育ご担当者様に
後日研修報告書をお送りいたします。

◆セミナー内容◆

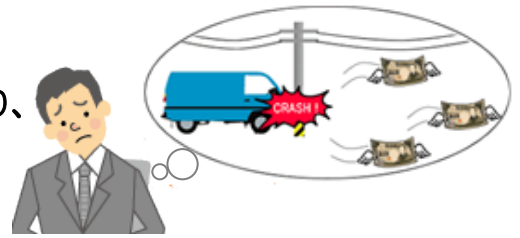
- | | |
|---------------|------------------|
| ①オリエンテーション | ⑦指示の受け方、報告の仕方 |
| ②なぜ新入社員研修が必要か | ⑧ビジネス文書・メール |
| ③あなたの第一印象 | ⑨報告・連絡・相談 |
| ④学生と社会人の違い | ⑩電話対応の基礎・実習 |
| ⑤言葉づかい、ビジネス会話 | ⑪チームワークゲーム・感謝の手紙 |
| ⑥ビジネスマナー(実習) | ⑫1年後の目標設定・発表 |

※内容が一部変更になる場合があります。

お申し込みは<http://kkr-group.com/seminar>まで

けいえい ろうむ 相談室

社員が、会社の車で事故を起こしたり、
会社の機械を壊した場合、
労働者に修理代を請求できますか。



事故や機械の故障は、どんなに気をつけていても100%防ぐことが出来る
ものではありません。事故や高価な機械を修理するには多額の費用がかかります。
その費用を当事者である社員に請求できるでしょうか。



■ ■ 基本的に ■ ■

会社は社員の働きによって収益をあげているわけ
ですから、その収益活動から生じる損害に対して、
常に責任を負うこととなります。よって、社員が
事故を起こした場合や機械を壊した場合、会社が
修理代を負担することとなります。社員に損害賠
償を請求することはできません。
また、会社は損害賠償を予定した雇用契約はでき
ないことになっています(※)。
ただし、現実生じた損害について賠償を請求す
ることができる場合があります。

釣り銭の間違いや飲食店で食器を
壊したといった軽過失(それらが
日常発生するような性質のもの)は
損害賠償を請求できません。



はしもと

1分間ろうむスタディ

※労働基準法16条で

「使用者は、労働契約の不履行について違約金
を定め、又は損害賠償を予定する契約をしては
ならない」と定められています。
違反すると、6箇月以下の懲役又は30万円以
下の罰金となります。



■ ■ どのような場合に社員に損害賠償を請求できるのでしょうか ■ ■

社員に損害賠償を請求できるのは、**社員が重大なミス**を犯した時です。
些細な不注意では請求できません。



たかま

重大な
ミス？

前の晩に夜遅くまで遊んでいて居眠り事故をおこした。
操作マニュアルを無視した使い方をして機械を壊した。
といった場合かな。社員が常識的に注意すべき義務を
果たしていない時だね。



さとう

■ ■ どのくらいの金額を請求できるのでしょうか ■ ■

社員の重大なミスによる損害だとしても**全額をその社員に請求することはできません**。
以下のことから判断していきます。

- ・事故を発生させた社員の行為が危険を伴うものであったか。
- ・職場環境、安全対策が十分であったか。
- ・過重な労働を命じていたか。
- ・危険に備えた任意保険に加入していたか。
- ・社員の義務違反が重大なものか。
- ・社員の勤務態度に問題はなかったか。



など

社員の労働条件と会社の業績等を総合的に考慮して、労働者の責任の程度と損害賠償を決めてい
くこととなります。判例では、損害の約4分の1までを上限として請求できるとしています。



たかま

ところで、給料
から損害賠償を
引いていいの？

たとえ社員の過失であったとしても、給料から引くことは
できないんだよ。でも、社員が給料から引くことを同意し、
文章を交わした時は、給料から引くこともできるよ。



さとう

♥♥ 社労士さとうのワンポイントアドバイス ♥♥

会社としてもあくまで業務中の事故だから社員にその責任を押しつけないで
すよね。そのためにも職場環境の整備、安全対策を行い、事故に備えて任意保険
に入ることをお勧めします。日頃から機械の点検、安全指導や教育を実施し事故
を防止していきましょう。また、社員に過重な労働をさせないことも大切です。



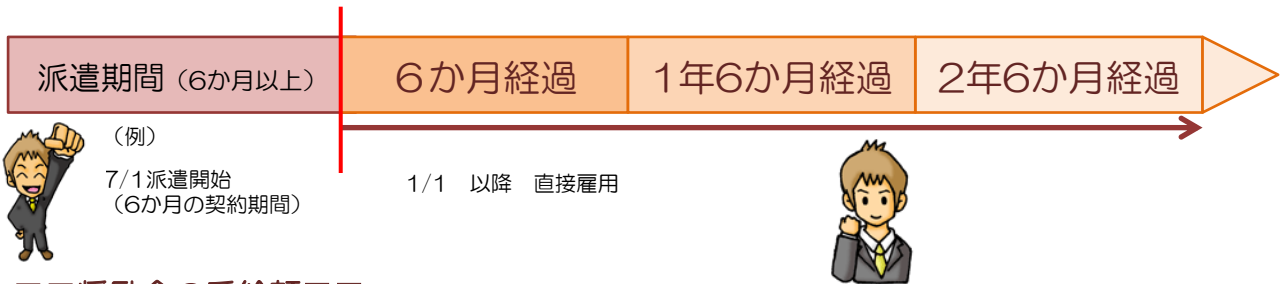
派遣社員を受け入れている企業も多いと思います。派遣社員を正社員化するともらえる助成金があることをご存知ですか？

■ ■ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 ■ ■

派遣労働者を自社の社員として直接雇用する場合に受けられる助成金です。
 ※平成28年3月31日まで適用されますが、予算が無くなり次第終了となります。

【要件】

- ① 6か月を超える期間継続して派遣労働者を受け入れていること
- ② 労働者派遣の期間が満了する前に派遣労働者を直接雇用する契約を交わすこと



■ ■ 奨励金の受給額 ■ ■

次の2つの条件で受給できる額が変わってきます。

- ① 中小企業か大企業かどうか
- ② 「期間の定めのない労働契約」か「6か月以上の期間の定めのある労働契約」かどうか

		期間の定めがない労働契約		6か月以上の期間の定めのある労働契約		
中小企業	100万円 (合計額)	6か月経過後	50万円	50万円 (合計額)	6か月経過後	30万円
		1年6か月経過後	25万円		1年6か月経過後	10万円
		2年6か月経過後	25万円		2年6か月経過後	10万円
大企業	50万円 (合計額)	6か月経過後	25万円	25万円 (合計額)	6か月経過後	15万円
		1年6か月経過後	12.5万円		1年6か月経過後	5万円
		2年6か月経過後	12.5万円		2年6か月経過後	5万円

■ ■ 事業主の条件 ■ ■

次の条件すべてに当てはまる必要があります。

- ① 雇用保険に加入していること
- ② 雇用した前日から起算して6か月前の日から申請書提出までの間に労働者を解雇していないこと (退職勧奨含む)
- ③ 特定受給資格者となる離職理由により雇用する雇用保険の被保険者が3人を超えていないこと
また、雇入れ日における雇用保険の被保険者数を6%を超えて離職させていないこと
- ④ タイムカード (出勤簿)、労働者名簿、賃金台帳、派遣先管理台帳などを記録し保管していること

POINT !

今回の助成金の財源は、雇用保険料です。
 したがって「労働保険料の滞納をしていないこと」も要件の一つになります。

労働者の解雇や退職勧奨があると助成金が受けられません。
 その他細かい条件等もありますので、詳細はお問い合わせください。



☎0776 (58) 2470
 北出経営労務事務所
 担当：北出まで



1月の
おしらせ

七草粥

「セリ・ナズナ・ゴギョウ・ハコベラ・ホトケノザ・スズナ・スズシロ」これは皆さん耳にされたことがあると思います。1月7日に七草粥を食べる習慣は江戸時代に広まったとされます。七草は早春にいち早く芽吹くことから邪気を払うといわれ、無病息災を祈って七草粥を食べるそうです。

復興特別所得税 導入開始
平成25年1月支払分の給与から2.1%の復興特別所得税の課税が始まります。これに合わせ源泉徴収税額表も新しくなります。新しい税額表には、復興特別所得税が含まれています。
納付は、今まで通り合計額を納付書に記入して、納付してください。
税理士・社労士等に支払う報酬についても適用されますので、ご注意ください。

法定調書
法定調書の提出期限は1月31日(木)です。
《法定調書とは》
・給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)・退職所得の源泉徴収票、特別徴収票
・報酬、料金、契約金および賞金の支払調書・不動産の使用料等の支払調書
・不動産等の譲受けの対価の支払い調書
・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

1月のお仕事カレンダー
◆労働者死傷病報告(休業4日未満)の提出期限・・・1月31日(木)
(10月~12月) 【提出先:労働基準監督署】
◆所得税の納期の特例を受けている事業所の納付期限・・・1月21日(月)

所長・北出慎吾



あけましておめでとうございます！本年もよろしくお祈いします。今年の事務所のテーマは「シナジーを実現しよう」です。一人ひとりの力を集約して物事を成せば、+αの力が発揮されます。組織運営の醍醐味と言うところ^^まだまだ発展途上の弊所ですが、今年もパワー全開で走っていきますので、どうぞよろしくお祈いします。今年の冬は、息子とスキーに行き、特訓することも一つの目標です。5回は行きたいなあ(笑)

あけましておめでとうございます。今年の抱負にあたって昨年の抱負は何だったかな(?_?)・・・(笑・あっ、忘れた)では、なかったことにして(笑) 今年のことを考えますか~(^_^♪ 今年の抱負、ほうふ、ほう・・・(-_-)zzz いかん、いかん、寝てしまう(笑) じゃ、毎日腹筋10回で(^_^笑) あっ！10回を馬鹿にしていますね。1年で3,650回ですよ~(だから何・笑) ということで(笑)していただけましたでしょうか(笑)「笑う門には福来る」今年の抱負です。



佐藤早智代

高間亜希



あけましておめでとうございます(*^_^*)
2012年は、忙しさを理由に料理を怠けまくっていたダメっぷりだったので、2013年は、あともう少し力をいれて料理と向き合いたいと思います(笑)もっとも苦手な分野なため、他にしなければならぬ事があると、真っ先に料理を後回しにし、あわよくば作らない(外食)という暴挙に出ていたため、2013年は、1年間手を抜かせてもらっていた分、気合い入れておいしいご飯を作りたいと思います(^_^)

あけましておめでとうございます。昨年は変化の1年でした。仕事に慣れることに精いっぱい、あっという間に過ぎていきました。今年は「安心感を与えられる仕事をする」「余裕をもって仕事に取り込む」ことを目標に日々精進していきたいと思ひます。それから、個人的な目標(?)は、お気に入りの囲まれてすっきりした生活をする事(*^_^*)その為にはまずは吟味して買い物をする事からはじめたいです。ただ、S A L Eの文字にはつつい手が…(^_^)



橋本友美